

事業・施策における重点化の例

1 影響の大きさによるもの

(1) 人命等への直接的な影響の大きさを主に考慮したもの

① 信号機電源付加装置の整備(警察庁)

主要幹線道路又は主要幹線道路と災害応急対策拠点を連絡する道路に設置されている重要信号機を優先

② ため池の整備(農林水産省)

全国のため池(約21万箇所)のうち、下流に人家が存在するなど決壊による影響が大きい「警戒ため池」(都道府県が選定)にソフト・ハード対策を重点化。ハード対策は、漏水量や堤体の変状等から緊急度を判定し、優先度を判断(2にも該当)

③ 平成24年7月の九州の豪雨災害等を踏まえた堤防の緊急点検に基づく堤防強化等の対策(国土交通省)

全国の堤防のうち洪水等に対して水防上特に注意を要する箇所等を対象に一斉点検を実施し、要対策箇所を抽出。そのうち、背後地の人口、資産等を踏まえ、優先順位をつけながら選択と集中による対策を実施(2にも該当)

④ 建築物の耐震診断の義務化(国土交通省)

地震により倒壊等した場合に被害が甚大となるおそれがあるという観点から、病院、店舗、学校等の不特定多数の者等が利用する大規模建築物、防災拠点建築物及び避難路沿道建築物を対象に耐震診断を義務化(耐震改修促進法改正案(現在国会審議中))

⑤ 官庁施設の耐震化(国土交通省)

防災拠点となる官庁施設について、災害応急対策活動の内容等に応じ、優先順位をつけて耐震化を実施

⑥ 都市防災総合推進事業(密集市街地の整備改善、津波対策の推進)(国土交通省)

三大都市圏を中心に存在する、地震による大火の発生が懸念される既成市街地に重点化(密集市街地の整備改善)。南海トラフ巨大地震等による津波被害が想定される地域を優先(津波対策の推進)(2にも該当)

⑦ 通学路における交通安全確保の取り組み(国土交通省)

通学路における交通安全確保について、学校、道路管理者、警察が連携し、保護者、地域住民等の協力も得て実施した緊急合同点検の結果を踏まえ、対策必要箇所の整備を重点的に支援。

(2) 経済・社会への影響の大きさを主に考慮したもの

① 基幹的農業水利施設の保全整備(農林水産省)

食料の安定供給に資する基幹的農業水利施設の耐震化対策については、災害発生時に想定される被害の大きさや農業への影響度等から判断される施設の重要度を考慮して、重要度が高い施設において耐震診断に基づく耐震化対策を重点的に実施

② 漁港の整備(地域防災力強化と被災時の水産物流通機能の確保を考慮した重点化)(農林水産省)

流通・生産・防災の拠点となる漁港を対象に重点化するなど、水産物流通機能確保のための外郭・係留施設の耐震・耐津波対策、漁港関係者等の安全確保のための避難施設の整備を実施

③ 産業・エネルギー基盤強靱性確保調査事業(製油所、化学工場等の地震津波影響解析等)(経済産業省)

産業・エネルギー基盤強靱性確保調査事業(平成24年度補正予算)の対象地域を首都直下地震、南海トラフ巨大地震の被害想定地域に限定

④ 鉄道駅の耐震化(国土交通省)

乗降客数1日1万人以上の高架駅で、かつ、折り返し運転可能または複数路線が接続する駅(交通機関復旧の拠点であり一時避難場所や情報発信拠点等の防災拠点の役割)を優先支援

⑤ 円滑な都市・地域活動のための渋滞対策(国土交通省)

交通渋滞を解消するため、統一的なデータに基づく客観的な分析、渋滞対策協議会・パブリックコメントを活用した地域の意見反映により交通阻害箇所を抽出。

⑥ 廃棄物処理・リサイクル施設の整備(環境省)

一定規模以上の広域圏を対象とし、CO2削減効果の高い施設等、3Rの推進及び低炭素社会の実現等に資する施設整備を優先支援

2 物理的な状態によるもの(老朽化の度合い、災害の起こりやすさ等)

①矯正施設等の耐震対策等(法務省)

- 1) 昭和46年以前築の旧耐震基準におけるRC造帯筋強化前の施設は、施設の現況調査に基づき老朽度等を総合的に勘案し、優先順位付けを行い、建て替えの促進
- 2) 昭和47年～56年築の旧耐震基準の施設は、耐震診断を実施後、建替え、又は耐震改修の検討
- 3) 昭和56年以降築の新耐震基準の施設は、長寿命化の検討

②学校の耐震化(文部科学省)

公立および私立小中学校等の校舎の補強について、大規模な地震による倒壊の危険性が高いものについては、補助率を嵩上げ(公立の場合、通常1/3→2/3、私立の場合、通常1/3→1/2)

③農業水利施設及び漁港施設(機能診断結果等を踏まえた長寿命化対策)(農林水産省)

農業水利施設及び漁港施設について、定期的な機能診断結果に基づき、施設の劣化予測及び機能保全計画(補修・補強・更新を組み合わせたライフサイクルコストが最も安価となる対策工法となる計画)の策定をした上で、対策を実施

④治山事業(農林水産省)

災害等の緊急性(森林の荒廃状況、崩壊の規模、被害拡大の危険性、保全対象との距離等)、保全対象(集落、公共施設、国道等)の重要性を指標として優先性を判定。山地災害の恐れの高い地区を「山地災害危険地区」として、地域の避難警戒体制の確立に役立つ等、ソフト対策も重点化(1にも該当)

⑤災害に強い物流システムの構築(協議会の開催、民間物資拠点への非常用電源設備・通信設備の導入支援)(国土交通省)

東北地域及び近いうちに発生が懸念される地震(首都直下、東海、東南海、南海地震)が想定される地域に限定

⑥港湾の老朽化対策(国土交通省)

全国有港湾施設のうち、過去に著しく老朽化が進行していると判断された港湾施設を対象に、緊急点検を実施。これにより更新・修繕の必要性を判断し、対策に着手(1にも該当)

⑦全国活断層帯情報整備(国土交通省)

大規模地震発生の切迫性、想定被害の甚大度、地震対策の緊急性を総合的に勘案して、調査地域の順位付けを実施(1にも該当)